主

原判決中被告人に関する部分を破棄する。

被告人を懲役六年に処する。

原審における未決勾留日数中二〇〇日を右刑に算入する。

押収してある回転式けん銃七丁(当庁昭和五七年押第五五一号の1、5ないし10)、けん銃用実包一四八発(そのうち一五発は試射済み)(同押号の11、12)及び真正けん銃一丁(同押号の17)を被告人から没収する。 被告人から金一八二万六三二九円を追徴する。

被告人から金一八二万六三二九円を追徴する。 原審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、被告人名義及び弁護人名義の各控訴趣意書に、これに対する 答弁は、検察官宮本喜光名義の答弁書(なお、検察官は、第二追徴についての部分 は削除する旨陳述した。)及び同小林幹男名義の補充答弁書にそれぞれ記載された とおりであるから、これらを引用する。

とおりであるから、これらを引用する。 弁護人の控訴趣意第一、第二の1から5まで及び被告人の控訴趣意第一から第五 までの各事実の誤認の主張について

所論は、要するに、原判示第一の一、二及び四の各(一)の事実のうち、営利目的によるけん銃輸入の点に関し、被告人の右各けん銃輸入には営利の目的がなかつたのに、被告人の右各所為に営利の目的があつたと認定した原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある、というのである。

そこで、調査すると、原判決が原判示第一の一、二及び四の各(一)の事実の関係で挙示する関係各証拠を総合すれば、被告人の右各けん銃輸入の所為に営利の目的があったと認定した原制決の判断は、正当としてこれを是認することができる。

所論にかんがみ更に判断を加える。

まず、原判示第一、一、(一)のけん銃輸入にあたり、被告人に営利の目的があ つたかを検討する。

関係各証拠によれば、被告人は、昭和五五年四月上旬ころ在米中のA(原審相被 告人)に何回も国際電話をかけ、同人に対し、過激派による政治的テロから日本の 政財界要人を私的に防衛する国家安全保障協会という全くの虚偽の民間団体の役員を詐称し、私的に米国のけん銃・実包を入手することを依頼し、同人の承諾を得た後、更に同人をしてけん銃等を秘密裡に日本国内に持ち込むことまで依頼してその 承諾を得たこと、Aは、当時被告人とは国際電話で話したのみで、全く面識がな 被告人以外に共犯者のいることも知らず、もとより被告人その他共犯者との間 に個人的縁故が皆無であり、したがつて、被告人の提示した高額の財産上の利益を 得たいためだけの理由で被告人の右申出を承認したこと、Aは、被告人から、当時 米国で一〇一〇ドルで入手できる実包二五〇発つきのけん銃五丁(けん銃一丁二〇〇ドル、実包五〇発入り一箱ニドル)を日本国内で引き渡す代りに旅費一〇〇〇ド ル分を含めて六〇〇〇ドルを与える旨の約束を取り付け、また、要求どおり同人の 米国内銀行口座への振込みの方法により内金三五〇〇ドルの前払いを受け、違法な 輸入と知りつつ、同年五月四日けん銃五丁等を携帯して日本国内に入国して、その 密輸入を実行し、同月五日東京都渋谷区内B・ホテルで被告人及びCの両名にけん 銃五丁等を引き渡し、残金二五〇〇ドルを受領したこと、右けん銃等はすべてCの手を経てDの手中に帰したこと、CはDが組長である暴力団E組に所属し、Dの指示により本件に関与したこと、Dは、所属の上部団体における自己の地位の向上に資する目的とともに、右けん銃等を暴力団関係者に密売して財産上の利益を得る目標である。 的で原判示第一の一のけん銃等の密輸を計画し、すべての資金を出し、自分では表 に出ず、Cをして被告人と接触させ、右密輸けん銃等を収受し、これらの一部を隠 匿して自己の支配下に置き、一部を他に処分したこと、被告人は、右密輸によりA 及び口に財産上の利益がもたらされることを察知しかつそれを自己の利益(被告人 の利益が後記のとおり財産上の利益を含むといえる。)のためにも積極的に認容し つつ、A、D及びCと相互に役割を分担して一体となつてけん銃等の輸入を実現する意思で、右密輸入に関与したことを認めることができる。右の諸事実に照らす と、被告人は、A及びDに財産上の利益を得させることを動機・目的として原判示第一の一の(一)のけん銃輸入に関与したと認められるから、被告人に営利の目的 があつたことは明らかである(最高裁昭和五七年六月二八日第一小法廷決定・刑集 三六巻五号六八一頁参照)

(要旨第一)のみならず、関係証拠によれば、被告人は、前記のように在米中のAに国際電話をかけ、けん銃等の入手</要旨第一>方を依頼する以前すでにCを介して

Dに対しけん銃等を密輸入して交付する旨を約束していたこと、被告人は、経過の端緒に一部明確でない点があるものの、CらDの輩下に脅迫されたりして、遅くと も右国際電話の前に、昭和五五年三月初旬に受領したD支出の金員の額よりはるか に高額の三〇〇万円の債務をDに対し承認せざるを得なくなつていたのであつて、 その弁済の一方法としてけん銃等密輸入の右約束をしたものであること、被告人 は、自己のDに対する右債務の全部又は一部を消滅させるためにも原判示第一の・ の犯行に関与したことを認めることができる。所論は、被告人がCらDの輩下に脅迫されてしたDに対する債務承認行為が無効であるとして、この無効な債務を消滅させる目的は営利の目的に当らないと主張するけれども、たとえ被告人の右債務承 認行為が公序良俗に反し無効であるとの前提に立つて考察しても、営利の目的がな いとする所論の結論に賛成することはできない。銃砲刀剣類所持等取締法三一条二 項が営利の目的をもつてする同条一項の所為にその目的のない所為より重い刑を定 めている趣旨にかんがみれば、右の営利の目的とは、事実として、けん銃の密輸入 により財産上の利益を得又は第三者に得させる目的を指し、必ずしも民事法上適法 有効である財産上の利益、すなわち、民事法上裁判所に訴求できる利益ないしは裁 判所で是認される利益を得文は得させる目的に限定されることはないと解するのが 相当である。けだし、元来密輸入に関連する法律行為は概ね民事法上無効であるか 営利の目的から民事法上無効である財産上の利益を得又は得させる目的を除外 しては立法の趣旨を没却するおそれがあるからである。被告人の前記債務の承認が 民事法上無効であるとしても、右承認にかかる被告人のDに対する債務は、金員の 支払いを内容とし、事実として被告人の財産的な負担となるものであるから、被告 人の右負担の全部又は一部を消滅させる目的は営利の目的に該当するといわなけれ ばならない。被告人がDの輩下に脅迫されたりして右犯行に関与したことは前記のとおりであるが、それは、被告人が警察等に救助を求める余地のあるなかで、自由 に選択した結果の行動であるから、脅迫されたことが被告人の営利の目的を否定す る理由にはならない。この点からも被告人の原判示第一の一の(一)のけん銃密輸 には営利の目的があつたと認められる。したがって、右のけん銃輸入に被告人の営 利の目的を認めた原判決の判断は相当である。

更に、原判示第一の四の(一)の場合についても、被告人には基本的に原判示第一の一の(一)のときと同様の営利の目的があつたと認められるばかりでなく、関係各証拠によれば、被告人が昭和五五年八月当時も同年六月、七月と同様に約束どおりDからけん銃等密輸の対価として月三〇万円の手当を受けられると期待していたことが認められるから、この点でも、被告人の原判示第一の四の(一)のけん銃輸入に営利の目的があつたと言うことができ、右営利の目的を認めた原判決の判断も肯認することができる。

なお、所論は、弁護人の控訴趣意第一及び第二並びに被告人の控訴趣意第一から第五までにおいて、原判示第一の〈犯行に至る経緯〉、特に、被告人がHを介してDを知る端緒の事情、被告人が昭和五五年三月初旬に受け取つたD支出の金員の額・性質・直接の授受当事者及び右金員の性質に対する被告人の認識等についての原判決の認定に事案の誤認があるとして、種々主張するけれども、右所論の問題とする

各事実は、要するに、被告人の本件各犯行における地位・役割若しくは関与程度等に若干影響を与え得る情状事実であるほかには、原判示第一の一、二及び四の各(一)のけん銃輸入に被告人の営利目的があつたか否かの主題にとつては、わずかに間接的に関連する事実に過ぎないから、仮に原判決の犯行の端緒事情等所論の点に関する認定に一部誤りがあると見ても、原判決の〈罪となるべき事実〉の認定を支持する当裁判所の判断の結論を動かすに足りない。

このように、原判示第一の一、二及び四の各(一)のけん銃輸入に被告人の営利目的を肯定した原判決に事実の誤認はなく、論旨は理由がない。 弁護人の控訴趣意第二の1から5までのうち、法令適用の誤りの主張について

弁護人の控訴趣意第二の1から5までのうち、法令適用の誤りの主張について 所論は、要するに、原判決は、「もとより負債を免れる意図も営利の目的にあた る」とし、原判示第一の一、二及び四の各(一)のけん銃輸入の際、被告人が抱い ていた被告人のDに対する無効な債務を消滅させる目的も銃砲刀剣類所持等取締法 三一条二項にいう「営利の目的」に該当する旨判示したが、右解釈は誤りであり、 それは判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

しかし、前叙のとおり、原判決の右「営利の目的」に関する法律の解釈適用は正 当であるから、原判決には所論の法令適用の誤りはなく、論旨は理由がない。

被告人の控訴趣意第六の事実誤認の主張について

所論は、要するに、原判決は、原判示第二の〈犯行に至る経緯〉において、被告人はHに「Dに対する借金を肩代わりしてやるから、けん銃密輸入を手伝つてくれ。アメリカに知り合いがいるだろうから手にいれてくれないか。」などと話しかけた旨判示し、あたかもHがけん銃密輸入に関与するようになつたことが被告人に基因するかのように認定しているが、これは、全くの誤りであつて、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認である、というのである。

そこで、調査すると、原判決が原判示第二の各事実について挙示する関係各証拠を総合すれば、所論の点に関する原判示第二の〈犯行に至る経緯〉の認定は、優にこれを是認することができるばかりでなく(当審における事実取調べの結果によつても原判示の点に関するHの供述の信用性を否定することはできない。)、所論が問題とする右事実は、刑の量定に関する一事情であるに過ぎず、原判示第二の各罪となるべき事実の認定の是非に関連がない事実であるから、仮に所論のとおり誤認があるとしても、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認であるとはいえない。論旨は理由がない。

い。論旨は理由がない。 弁護人の控訴趣意第二、6及び被告人の控訴趣意第七の追徴に関する事実の誤認 又は法令適用の誤りの主張について(被告人の控訴趣意は、関税法違反の刑の量定 不当と題しているけれども、その実質において事実誤認又は法令適用の誤りの主張 と認められる。)

そこで、調査すると、当審における事実取調べの結果を含めた関係各証拠によれば、原判示第一の四の(二)のけん銃(スターリング)一丁及び実包四発は所論(イ)のとおりIに対する殺人未遂等被告事件の有罪判決によりその組成・供用物件として刑法一九条一項一号、二号、二項により没収され、昭和五七年六月一八日の右判決確定に基づき没収の執行を終了していることが認められるばかりでなく、関係各証拠により認められる諸事情、特に、被告人及びHが原判示第二の二の犯行

により密輸入したバツクアツプニ丁と」から没収されたバツクアツプニ丁の品種・銘柄・銃番号抹消痕に関する類似性、被告人らがガン・ショウ(銃器見本市)で後に開分として原判示第二の二のときのみバツクアツプニ丁を購入し、試射の後、使い難いとして、Dに交付すべきものと予定していた他のけん銃ニ丁と取り替えたという犯行の経緯、K会Lの舎弟」にバツクアツプニ丁を含むけん銃・実包を預らたK会M組長NはDが会長代行をするK会の武器担当であるという人的関係に照らた、Jから所論(ロ)のとおり没収され、その執行を済ませたけん銃・実包の鑑に、Jから所論(バックアツプ)二丁(警視庁科学捜査研究所主事O作成の鑑定書際本の番号一一、一二のもの)及びこれに適合する〇・三八インチ自動式けん銃に、一二の銀行により密輸入した犯罪貨物であると認めるのが相当である(右実包は原判決別表の第二の二の(二)欄の九ミリロ径用実包に照応する。)。

〈要旨第二〉ところで、関税法一一八条による犯罪貨物の価額の追徴については、没収対象物がすでに複数の関税犯則者〈/要旨第二〉(事後従犯の性質を持つ関税法一二条の犯則者を含む。)の或る者に対する裁判により没収され、又は通告処分により納付を命ぜられて、国庫に帰属したときは、他の関税犯則者からその没収に代リ当該物の価額を追徴することは許されないと解すべきところ(最高裁昭和三月四日大法廷判決・刑集一七巻一二号二四一五頁、同三六年一二月一四日第一小法廷判決・刑集一五巻一一号一八四五頁参照)、関税法上の犯罪貨物である物による投収が関税法による没収されているときであつても、衡平の観念に照当である。そして、被没収者が関税法上の犯罪貨物である当該物件をその情を知つて右没収が関税法による没収と同視できる場合には、関税法によらないその没収も関税法による没収と同視できるものというべきである。

この見地に立つて本件を見ると、まず、Iについては、同人の司法警察員に対す る供述調書謄本その他関係各証拠によれば、同人が昭和五五年八月中旬ころP競輪 場において「ひつちやん」なる人物から原判示第一の四の(二)の犯罪貨物である所論のけん銃(スターリング)一丁及び実包五発(一発は後に発射)を関税法上の犯罪貨物とは知らないで三〇万円で買い受けたものと認められるから、「が善意で犯罪貨物とした原判決の判断はこれを是認することができる。次に、」が、原 判示第二の二の(二)の犯罪貨物である所論の自動式けん銃(バツクアツプ)二丁 及び付属の実包五発の所持を開始した際、その情を知つていたかを検討すると の司法警察員に対する昭和五七年二月三日付供述調書により、同人が原判示第二の 二の密輸に先立ち昭和五六年四月一六日Dの指示を受けで電話でK会Q組関係のJ と連絡を取り、同日渋谷区内の喫茶店で、別に被告人の原判示第二の一の犯行により密輸入した三八口径回転式けん銃二丁及び実包六〇発をJに渡したことが認めら れるから、この事実にC・Dら暴力団の人脈及び本件各密輸の状況等を併せ考えれば、Jは、原判示第二の二のバックアップ二丁及び付属の実包五発の所持を開始した際にるなるが問題はよる第一の第一次にある。 た際にそれらが関税法上の犯罪貨物であるとの情を知つていたものと推認すること ができる。また、原審記録の関係証拠に被告人作成の昭和五八年四月二七日付書面 その他当審における事実取調べの結果を加えて、職権により調査すると、Jが前記 バックアップと同様に所持していたため同人から没収されたその余のけん銃・実包 中、被告人らの密輸したけん銃と品種銘柄の合致する三八口径回転式けん銃(真正 のSアンドW三丁、インター・アームズ〔ロツシー〕四丁、チャーター・アームズ 丁、以上〇鑑定書の番号一から六まで、警視庁科学捜査研究所主事R作成の鑑定 書謄本の番号一から三までのもの)九丁及びこれに適合する三八口径回転式けん銃 用実包七六発(O鑑定書の番号一六、一七、R鑑定書九、一〇のもの)は、被告人 らが密輸したけん銃・実包で、JにおいてCから渡されるなどの経路で所持するにいたつたものと認められる。被告人は、本件で起訴されている場合以外でも、同様方法でけん銃・実包を密輸入しているので、Jの所持に帰したけん銃・実包が起訴されていない被告人の密輸にかかるものである疑いもあるけれども、この点について被告人に不利に解すべき検別の長期がない。 て被告人に不利に解すべき格別の反証がないうえ、被告人作成の前記書面及びけん 銃・実包の品種・銘柄・銃番号抹消痕等の合致その他の事情を総合すれば、右の三 八口径回転式けん銃九丁及び実包七六発のうち、SアンドW三丁(O鑑定書の番号 、六、R鑑定書の番号一のもの)及び実包七六発(原判決別表第二の一の(二) 欄の「三八口径用」五〇〇発の一部に照応)は、原判示第二の一の(二)の犯罪貨 物、その余のけん銃六丁(〇鑑定書の番号二から五まで、R鑑定書の番号二、三の

もの、これらは同別表第二の二の(二)欄の「けん銃一九丁」の一部に照応)は、原判示第二の二の(二)の犯罪貨物であると認めることができる。しかも、Jがこれらについても前同様に関税法上の犯罪貨物であるとの情を知りつつその所持を開始したと認めるのが相当である。

そうすると、Iに対し関税法によらないでした原判示第一の四の(二)の所論犯罪貨物の没収は、これを関税法による没収と同視することができないから、この点に関する原審の判断は相当であるけれども、実質上の関税犯則者と認めるほかない第二の二の(二)のけん銃八丁及び実包五発並びに原判示第二の一の(二)の三八口径回転式けん銃三丁及び実包七六発の没収は、関税法による没収と同視するのが相当であるから、前記原則により、これらけん銃一一丁及び実包八一発について被告人からその価額(三一万五〇二二円)を追徴することはできないと解すべばである。しかるに、これらのけん銃・実包の分を含めた価額の追徴を被告人に命じた原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがあるといわなければならない。論旨はこの限度で理由がある。

よつて、未決勾留日数算入の不当を含む量刑不当の控訴趣意に対する判断を省略 したうえ、刑訴法三九七条一項、三八〇条により原判決中被告人に関する部分を破 棄し、同法四〇〇条ただし書により被告事件について更に次のとおり判決する。

原判決が確定した原判示第一の一から四までの各(一)(二)、第一の六及び七 (二)、第二の一及び二の各(一)(二)並びに第三の一及び二の各罪 となるべき事実に原判決が被告人の関係で適用したのと同じ罰条(観念的競合、刑 種選択及び併合罪加重の適条を含む。)を適用し、その刑期の範囲内で処断すべきところ、被告人及び弁護人の量刑不当の控訴趣意にかんがみ、被告人の犯情につい て考えると、その犯情は、概ね原判決が(量刑の事情)として詳しく説示するとお りであつて、本件は、被告人が共犯者と共謀のうえ九回にわたり営利の目的をもつ て税関長及び関係機関の許可を受けないで、アメリカ合衆国で入手したけん銃合計 約一一六丁及びけん銃用実包合計約四四〇〇発を密輸入し、その際不正の行為によ り関税合計三八万二一〇〇円の納付を免れたというそれ自体で社会の平穏に危険を もたらすおそれの多い悪質な事案であること、その回数が多く、密輸貨物の量も大 量であること、本件密輸が暴力団組長Dの強い指示で始められた組織的犯行であり、ほとんどの本件密輸貨物が各地の暴力団関係者に流れたこと、そのなかには現 実に暴力団同志の殺人未遂事件に用いられたものがあること、被告人は、本件密輸 の実行を企画したうえ、原判示第一の一及び第三の場合には密輸の実行行為そのも のには関与しなかつたものの、その余の場合には密輸の実行行為をも自ら担当し、 各実行の中核的役割を演じたこと、密輸の方法が通関手続の心理的盲点を突いた極 めて巧妙な手口であること、被告人は、Dに支配されて本件密輸を行つたのみではなく、その支配を受けないで、独自の立場でも密輸貨物を販売して、多額の利益を 得ていたこと、被告人には財産犯等により三回懲役刑に、わいせつ物販売罪により一回罰金刑に処せられた前科があることに徴すれば、被告人の刑事責任は極めて重 いというべきであるから、反面で、被告人の本件関与の発端にはDらに陥れられた 側面があること、被告人が反省していること、その他共犯者の量刑(ただし、Dは原判示第一の一、Cは原判示第一の一、第三の事実のみで有罪とされている)など所論の指摘する諸事情をも十分斟酌したうえ、被告人を懲役六年に処し、本件事案の内容、原審における審理の経過等に照らし刑法二一条を適用し原審における未決 勾留日数中二〇〇日を右刑に算入し、押収してある主文第四項掲記のけん銃八丁 (当庁昭和五七年押第五五一号の1、5ないし10、17)及びけん銃用実包一四 八発(うち、一五発は試射済み、同押号の11、12)は、原判示の没収原因とな る各罪に係る輸入制限貨物であるから、関税法一一八条一項本文、三項により被告 人から没収し、また、原判決が被告人から没収することができないもの又は没収し ないものとして原判決別表に掲記するけん銃・実包については、このうち、前叙の とおりすでに関連する関税犯則者とみられるJから没収され、その所有権が国庫に帰属している原判示第二の一の(二)のSアンドW三丁及びけん銃用実包(三八口径用)七六発、原判示第二の二の(二)の「けん銃」六丁、バンクアツプニ丁及びけん銃用実包(九ミリロ径用)五発の価格合計三一万五〇二二円の分を除き(原判したが、 示別表の被告人S1に関する部分のうち、第二の一の(二)欄のSアンドW三丁九 万八〇四一円を削除し、実包(三八口径用)五〇〇発二万〇一三五円を同四二四発 一万七〇七四円と訂正し、第二の二の(二)欄のバックアップ二丁八万三〇七九円を削除し、けん銃一九丁四一万三五五六円を同一三丁二八万二九五九円と、実包

(九ミリロ径用) 五〇発二四三三円を同四五発二一八九円と各訂正し、被告人別追 徴額欄の額二四五万七三四四円を二一四万二三二二円と訂正するほかこれを引用す る。)、更に、共犯者A、H、F、C及びDから執行ずみの追徴金額合計三一万五 九九三円(原判示第一の一の(二)の分五万八九〇九円、第一の五の(二)の分 万〇九二〇円、第二の一の(二)の分五〇〇〇円、第三の二の分二四万一一六四円)を差し引き、その残価額一八二万六三二九円を被告人から追徴し、原審における訴訟費用については刑訴法一八一条一項本文により全部これを被告人に負担させることとして、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 海老原震一 裁判官 和田保 裁判官 杉山英巳)